

平成25年(行ヒ)第37号

上告人 滋賀県
被上告人 宮部龍彦

平成26年10月24日

上告人指定代理人

寺倉浩一



最高裁判所第二小法廷 御中

弁論要旨

(陳述の主旨)

○原判決により公開すべきとされた「同和対策地域総合センター要覧」の「目次」や「一覧表部分」の記載事項を滋賀県が開示することは、同和地区住民への差別意識を煽り、差別行為を助長するものであって、重大な人権侵害をもたらすものである。

(差別意識が残り、差別事象が今も発生)

○このように主張する背景として、人々の差別意識の解消は現在も十分には進んでいないことがある。

○たとえば、滋賀県が平成23年度に実施した「人権に関する県民意識調査」で、「住宅を選ぶ際に、近隣に同和地区がある場合、その物件を避けるかどうか」を質問したところ、11.1%の人が「避けると思う」と答え、34.7%の人が「どちらかといえば避けると思う」と回答している。

○また、「自分の子が同和地区の人と結婚する場合の対応」を尋ねたところ、約6割の人が、「親としてこだわりがある」、「家族・親戚の反対があれば認めない」、「絶対に認めない」など、否定的な回答をしている。

○これは同和地区を忌避する意識が多くの人の中の中にいまだに残っていることを示すものである。

○また、差別事件の発生も後を絶たない。

○一般県民による差別発言や行為者は不明であるが同和地区住民を誹謗中傷する落書きなどは県内でも毎年のように発生しているほか、全国的にも、平成 24 年には、『週刊朝日』の橋下徹大阪市長を巡る記事の中で、部落差別を助長する表現があったことは記憶に新しい。

○滋賀県教育委員会が平成 25 年度卒業の県内高校生のうち就職試験を受験した生徒 2 千人余りに調査を行ったところ、職業安定法およびこれに関する労働省告示(指針)に反し、本人に責任ない事項であり、かつ身元調査につながるおそれのある家族構成・状況、本籍地や出生地、住所などを尋ねる不適正質問が後を絶たない状況にあった。

○また、不動産取引に際し、当該物件の所在地が同和地区であるかどうかを市町役場へ問い合わせる事例がいまだに県内でも発生している。

○全国的には、平成 23 年に司法書士や元弁護士などが戸籍謄本等を不正取得した事例にみられるように、いまだに結婚等にあたり身元調査が行われている事実が明らかとなっている。

○ほかにも、広告代理店が作成した、マンション建設予定地を調査した報告書に、同和地区を「問題ある地域」等と差別記載をする事件が起きている。

○また、インターネットを利用した差別書き込みも頻発している。

(人権啓発の必要性)

○滋賀県は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念にのっとり、人権教育や人権啓発を実施する責務があり、また、「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、人権尊重の社会づくりを推進する立場にある。

○そして同和問題は、国において平成 14 年 3 月に策定された「人権教育・啓発に

関する基本計画」の中で個別具体の人権課題として取り上げられているように、その早期解決は人権尊重の社会づくりのための重要な課題の一つである。

○さらに、課題を解決していくための施策の主要な柱に人権啓発事業が位置づけられている。

○滋賀県だけでなく、国や各地方公共団体は、その責務として、人権啓発事業に取り組んでいる。

○平成14年3月をもって、同和問題に対する特別対策は終了しているが、平成8年3月に地域改善対策協議会の総括部会報告書において「同和問題は過去の課題ではない。」あるいは「特別対策の終了すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」と述べられているように、同和問題は今もなお解決に向けた取り組みが必要な重要な人権課題の一つであり、一般対策として同和対策を継続している。

○滋賀県は人権啓発事業によって、同和問題に対する人々の誤った理解を正し、偏見や差別意識を解消していこうとしており、差別意識の解消が十分でない現状においては、今後も引き続き取り組んでいく必要がある。

(同和地区名を県が公開すれば啓発効果が無になる)

○原判決により公開すべきとされた情報を滋賀県が開示し、特定の地域が同和地区であることを明らかにすることは、同和地区住民への差別意識を煽り、差別行為を助長するものである。

○そして滋賀県が積み上げてきた人権啓発事業の成果を一気に無にする結果を招くものである。

○また、滋賀県だけでなく、他の自治体の取組への負の影響も計り知れないものが

ある。

○情報を開示した場合、「滋賀県版部落地名総鑑」として使用される可能性が高く、さらにインターネット上で情報が行き交い、人々の、十分に解消されていない差別意識を助長するおそれがある。

○また、国および滋賀県は企業に対して部落地名総鑑の所持や身元調査等をしないよう指導を行っているが、「滋賀県版部落地名総鑑」として使用されるおそれがある資料を提供して身元調査や就職差別を助長することとなる。

○これは滋賀県にとって自己矛盾であり、事業の適正な遂行に支障をきたすものである。

(結語)

○20世紀の2度にわたる世界大戦の教訓から、すべての人と国が守るべき基準として、昭和23年12月10日の第3回国連総会において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と謳われた世界人権宣言が採択されたが、半世紀以上が経過した現在においても、地域紛争や虐殺などの人権侵害が後を絶たない状況にある。

○国内においても、日々報道されるニュース等でも明らかなように、児童や高齢者、障害者に対する虐待、いじめ、外国人に対するヘイトスピーチなど様々な人権問題が存在している。これらの人権問題と同様に、被差別部落に生まれた、あるいはその出身であるというだけで、いわれなき部落差別に苦しんでいる人たちが多く存在するという問題、すなわち同和問題も存在している。

○裁判長・裁判官におかれては、人々の差別意識の解消が十分でなく、いまだ差別事件が発生する現状において、特定の地域が同和地区であることを明らかにする情報の開示が、同和問題の早期解決に向け滋賀県が取り組む人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすことを御理解いただき、適切な御判断をいただきたい。

以上